

藤沢市公営住宅管理システム仕様書

2024年(令和6年) 1月

藤沢市計画建築部住宅政策課

目次

1. はじめに.....	2
(1) 概要.....	2
(2) 目的.....	2
(3) システム構築の前提条件.....	2
2. 基本事項.....	3
(1) 件名.....	3
(2) 契約期間.....	3
(3) スケジュール.....	3
(4) 調達範囲.....	3
3. 次期システムの要件.....	3
(1) 基本要件.....	3
(2) 性能要件.....	4
(3) 調達要件.....	4
(4) システム機能.....	6
(5) 課税マスタの所得情報や収納マスタの口座振替情報とのデータ連携.....	6
(6) マスタメンテナンス等.....	8
(7) その他.....	8
4. 構築・導入業務の要件.....	10
(1) 構築時のプロジェクト管理.....	10
(2) 設計業務.....	11
(3) 開発及びカスタマイズ.....	11
(4) テスト実施.....	11
(5) 移行業務.....	11
(6) 構築進捗報告会の実施.....	12
(7) 成果品と検収.....	12
5. その他留意事項.....	12
(1) 秘密の保持.....	12
(2) 次々期システムへのデータ移行.....	12
(3) 環境対策.....	12
(4) 著作権.....	12
(5) 契約不適合責任.....	13

1. はじめに

(1) 概要

藤沢市では、藤沢市市営住宅(以下「市営住宅」という。) 1, 717戸(直接建設型1, 404戸と借上型313戸)の管理における事務の効率化のため、「公営住宅管理システム」を活用している。現行のシステムは、2019年3月1日から稼働開始し、2024年2月末に賃貸借期間の満了を迎える。(次期システムの賃貸借契約までの間は、賃貸借契約の再契約をすることとする。)このことから、現行システムの更新のため、公営住宅管理システムの調達を行うものである。

次期システムの調達については、プロポーザルによる公営住宅管理システム構築事業者の決定後、システムの稼働に必要なハードウェアの調達を行うものとする。

(2) 目的

公営住宅管理システムでは、募集も含めた市営住宅の入居者に関する情報管理や収入認定情報管理、調定・収納情報管理、住宅情報管理等を行っている。市営住宅使用料の算定(家賃算定)に際しては、マイナンバー利用事務系ネットワーク内で稼働している基幹系システムのうち市民税システムの課税マスタから所得データを取り込んで認定処理を行っている。

現行システムにおいては、税制改正や公営住宅法等の関係法令・条例改正等によるシステム改修が別途必要となった経緯がある。

このことから、次期システムにおいては、市営住宅管理運営業務に係る事務の効率化だけでなく、法令改正に伴うシステム改修の費用負担などの課題も解決するなど、コスト削減や運用負荷の軽減等を図ることを目的とするものである。

(3) システム構築の前提条件

現行システムは、マイナンバー利用事務系ネットワーク内で稼働しているため、調達する次期システムのインフラ環境についても同様に、マイナンバー利用事務系ネットワーク内で稼働するシステムであることを前提条件とする。なお、サーバはオンプレミスでの構築とする。

また、現行システムである NEC ソリューションズイノベータ社製「PowerAssistant」の高い運用性・機能性を継承しつつ、多様な収納方法の確保と収入認定のための税情報や口座振替情報との連携機能を強化したい。

操作性向上を図るとともに制度改正に伴う新制度への対応が効率的かつ容易である必要があるが、導入費用と維持費用の抑制を図るため、パッケージの採用を前提とし、藤沢市独自のカスタマイズ機能については、導入後の維持コストの抑制を図るため、運用負荷を考慮した上で、システムの標準仕様で運用できるものは標準仕様で対応可能とする。

加えて、入居者管理業務で扱う情報は、機密性が高く、マイナンバーについても、常に高いセキュリティを確保する必要がある。

また、クライアント端末のログインに関しては、容易にログ管理ができると

ともに生体認証による認証デバイスの NEC 社製「非接触型ハイブリットスキャナ（型番：HS100-10）」への対応が必要となる。

2. 基本事項

(1) 件名

藤沢市公営住宅管理システム

(2) 契約期間

2025年(令和7年)2月1日～2030年(令和12年)1月31日
(60ヶ月間の賃貸借契約やサービス利用契約等を行うもの。)

(3) スケジュール

次のスケジュールで構築していくことを前提とする。

2024年(令和6年)3月 優先交渉権者の決定

2025年(令和7年)2月1日 本稼働

※仮稼働期間を1ヶ月以上設けること。また、システムの基本動作検証は、仮稼働期間前に終わらせること。

※本稼働日までにカスタマイズや検証作業及び現行システムから次期システムへのデータ移行を行うものとする。

(4) 調達範囲

- ・公営住宅管理システム一式の提供
- ・サーバ設置・設定に必要なネットワーク・電源工事及びネットワーク機器・電源装置の納入
- ・クライアント端末3台(内訳 デスクトップ型2台とカメラ付きノート型1台)の納入・設置・設定
- ・高速プリンタ1台、カラープリンタ1台の納入・設置・設定
- ・納入したハードウェアの保守
- ・公営住宅管理システムの運用・保守
- ・現行システムから次期システムへのデータ移行(ただし現行システムからのデータ取り出しは市が実施)

3. 次期システムの要件

(1) 基本要件

ア 利用者及び管理対象者

<利用者>

住宅政策課 市営住宅担当 8名

<管理対象者(これからのものも想定)>

市営住宅入居者(同居親族含む)約5,000人

募集申込者約1,500人

退去者 約1,000人

イ 共通機能

<運用ルール>

パスワードは英数大文字記号混在の8文字以上が設定可能かつ、利用者が任意のタイミングでパスワード変更できること。また、ログインする際の利用者ID・パスワードによる認証において、複数回の誤入力があった場合に、一時的な停止処置を行うこととし、停止処理がされる誤入力の回数は、任意で設定できるものが望ましい。これによる停止解除を行うことができるのは、システム管理者権限の職員のみとする。

(2) 性能要件

ア 運用時間

公営住宅管理システムにログインできる基本的な運用時間は、午前8時から午後11時までとし、運用時間外は、サーバの再起動やバックアップとしての時間帯として運用を停止する。ただし、緊急メンテナンスに伴うシステム停止は、この限りではない。

イ システムのレスポンス

メニュー画面から画面遷移する際の応答時間は、検索処理やバッチ処理以外1秒程度とする。年次の家賃算定の認定処理については、2,000世帯の計算で概ね10分以内で終了するものであること。

(3) 調達要件

すべての機器に関して、新規導入することを前提とし、技術動向を考慮した最新の機器とする。また、安定した動作実績があるもので、保守要件を満たし、賃貸借期間中に部品交換可能な機器を使用すること。メーカー・機種・開発者依存度・採用技術の特異性が低く、運用保守が容易であることや将来における機能の拡張・機器の増設などに柔軟な対応ができるように、原則として広く利用される国際的な標準に基づく技術を採用し、汎用性・拡張性のあるシステムであること。

なお、藤沢市情報システム課が管理しているウイルス対策ソフトのトレンドマイクロ社製「APEX ONE」及びSKY株式会社製「SKYSEA Client View」をサーバとクライアントにインストールする。また、端末へのログインには、本市で既に導入している生体認証のNEC社製「非接触型ハイブリットスキャナ(型番:HS100-10)」のインストールを実施する。

ア 公営住宅管理システムパッケージ

パッケージの詳細仕様は「別紙1:公営住宅管理システム機能要件一覧」に記載する。そのうち必須機能については、現行システムで頻繁に活用している機能である。

帳票については、「別紙2:公営住宅管理システム帳票一覧」で要求する帳票を出力できること。

イ ハードウェア構成

ハードウェアについては、(ア)～(カ)に記載のとおりである。

なお、賃貸借期間中の公営住宅管理システム稼働にあたり必要なライセンスについて、構築期間中も費用が発生する場合は、その分も本調達の費用に含めること。

(ア) 公営住宅管理サーバ（オンプレミスでの構築）

本稼働で使用するサーバ一式

ただし、以下の条件を満たす機器とする。

- ・ディスク装置には RAID1 以上を採用すること。
- ・コンソールを備えること。
- ・バックアップ装置を備えること。

なお、バックアップデータは、当該システムとは、切り離された環境や、上書き不可能な環境に保存するなどのランサムウェア対策を実施すること。

- ・Microsoft Windows Server 最新版を推奨する。
（異なる OS を使用する際は、その理由を提案書に記述すること）
- ・バックアップソフトを備えること。
- ・標準的なデータベース管理システムを備えること。

(イ) テスト環境用サーバ（オンプレミスでの構築）

テスト環境で使用するサーバは、本番環境用サーバを先行納入してテスト環境用サーバとし、そのまま本番環境用サーバとして運用すること。

ただし、本番稼働後は仮想サーバ等により、テスト用の環境も整えること。

(ウ) ラック機器

サーバを搭載するラックは、庁舎内のサーバ室にあるものを活用するが、サーバスイッチ、ディスプレイ、マウス、各種ケーブル等は準備すること。

(エ) クライアント機器

クライアント機器は、デスクトップ型 2 台とカメラ付きノート型 1 台とし、以下のスペックを満たすもの。

また、「公営住宅管理システムパッケージ」、「Office Professional 2021」、トレンドマイクロ社製「APEX ONE」をインストールすること。なお、ソフトウェア等のインストールや使用はオフライン環境となる。Office については、オフライン環境でのライセンス認証が可能であり、その後永続的にオフライン環境のまま使用できるものを用意すること。

- ・CD-ROM 装置、1000BASE-T を整えること。
- ・Microsoft Windows 最新版を推奨する。
（異なる OS を使用する際は、2030 年(令和 12 年) 1 月 31 日までのサポート期間がある OS を条件とし、その理由を提案書に記述すること）
- ・ワイヤードットが接続可能なこと。
- ・メモリは 8GB 以上であること。

<数量>

- ・ 3 台（うちデスクトップ型 2 台、カメラ付きノート型 1 台）

(オ) プリンタ

プリンタについては、以下のスペックと同等以上のものを用意すること。
また、これらを賃貸借に含めること。※撤去費用も含むものとする。

カラープリンタ

<数量>

- ・ 1 台

<スペック>

- ・ 最大 A3 サイズの印刷及び両面印刷が可能であること。
- ・ 解像度は 1、200dpi×1、200dpi 以上が印刷可能であること。
- ・ A4 ヨコでカラー30 頁/分、モノクロ 30 頁/分以上の印刷速度が実現可能であること。
- ・ カラートナーが無くなってもモノクロ印刷が可能であること。
- ・ 添付品とは別に、カートリッジを 1 セット用意すること。
- ・ ネットワーク接続が可能なこと。

(カ) 工事・現地調整

設置に伴う各種工事・現地調整については、次の内容を実施すること。

- ・ サーバ設置に伴う電源工事や LAN の敷設工事を含めること。(現行システムを含め 100V・1500W、コンセント 4 つ以内であれば不要)
- ・ 19 インチラックについては、既設のものを利用すること。
- ・ 設置に伴う各種ケーブル、スイッチ、ディスプレイ、キーボード、マウスについても用意すること。
- ・ サーバ等を搭載する作業費、現地調整費を提案価格に含めること。
- ・ 端末及びプリンタ等各種機器の LAN 工事、現地調査費を含めること。(並行稼働時は現行端末とは別に LAN ケーブルを設置すること。)
- ・ (ア) (イ) (ウ) については、藤沢市役所本庁舎サーバ室に設置することとし、(エ) (オ) に関しては、藤沢市役所住宅政策課執務室内に設置することとする。
- ・ 並行稼働時に本市既設ネットワークに設定変更が生じる場合は次の連絡先より見積りを入手し、提案価格に含めること。

藤沢市住宅政策課市営住宅担当

藤沢市朝日町 1 - 1 分庁舎 3 F

TEL : 0466-50-3541

(4) システム機能

次期システムは、藤沢市の業務を個別かつ統括的に管理できるものとする。詳細の機能要件及び帳票要件については「別紙 1 : 公営住宅管理システム機能要件一覧」及び「別紙 2 : 公営住宅管理システム帳票一覧」のとおり。

(5) 課税マスタの所得情報や収納マスタの口座振替情報とのデータ連携

課税マスタの所得情報や収納マスタの口座振替情報とのデータ連携については、所得情報や口座情報を管理しているシステムが情報システムの標準化のため、2026 年(令和

8年)1月(予定)に現状のオンプレミスからガバメントクラウドへの移行が予定されている。このことから、ガバメントクラウド移行後においては、ガバメントクラウド上に構築するファイルサーバ等でのデータ授受の可能性があるため、ファイルサーバ等での対応を可能とすること。

なお、対応する際に生じる改修費用等は、本提案には含めないものとする。現行システムにおいては、基幹系システムと以下のデータ連携を行っている。

ア 収入認定事務

年4回、家賃算定に必要な所得情報を、住民税(所得)データから現システムに取り込む作業を行っている。この作業を行うにあたり、必要な住民税(所得)データについては、当初課税分・当初課税分におけるデータアンマッチ分・2期更正分の年3回に分けて、住宅政策課から基幹系システム管理所管課である情報システム課へ調査対象者のデータを引き渡し、基幹系システムで保有する住民税(所得)データとの突合及び作成を依頼している。

情報システム課へ引き渡すデータの内容は、公営住宅管理システム独自の宛名番号と世帯番号、フリガナ、生年月日、住宅番号、棟番号、部屋番号を公営住宅管理システムから抽出したものである。基幹系システムでは引き渡された情報のうちフリガナ、生年月日と保有する住民税(所得)データとを突合している。なお、引き渡されたデータのうち、突合ができなかったものについては、アンマッチ確認リストを出力している。

イ 市営住宅使用料口座振替による収納事務

月1回、市営住宅使用料及び駐車場使用料口座振替対象者のデータ(全銀協規定フォーマット対応)を情報システム課へ引き渡し、金融機関への口座振替依頼データの作成を行っている。対象者データとして引き渡す内容は、公営住宅管理システムで管理する宛名番号、住所、市営住宅名称、棟番号、部屋番号、郵便番号、漢字氏名、金融機関口座情報、口座引落金額、口座名義人フリガナのデータである。

また、引き渡した対象者について、金融機関での引落結果データを住宅政策課が情報システム課から受け取り、現行システムに取り込んでいく。

次期システムでは、ア・イの連携に利用するデータに関して、共有ネットワークドライブによるデータ引き渡しを想定している。したがって、情報システム課へ引き渡す出力データについては、ネットワークドライブ上の指定フォルダへ出力可能であり、口座振替データ伝送に対応可能であること。公営住宅管理システムへの入力データについても、ネットワークドライブ上のファイルを指定して取り込むことができること。

なお、所得情報や口座情報を管理しているシステムのガバメントクラウド移行後は、ガバメントクラウド上に構築するファイルサーバ等でのデータ授受の可能性があるため、入出力について、データ授受の対応を可能とすること。

また、アの事務においては、次期システムで管理するマイナンバー情報を活用し、入居者のマイナンバーを抽出して、基幹系システムの住民税(所得) データと突合したい。このため、入居者について、マイナンバー及びフリガナを抽出できること。また、ア・イの連携に際し基幹系システムから取り込むデータについては、現行のファイルレイアウトを基本として、システムへ取り込み可能なこと。具体のファイルレイアウトは受注者決定後に示す。

基幹系システムから出力されるデータは固定長、英数字文字コードSJIS、標準化後は文字フォント(字形) を行政事務標準文字(MJ+) で提供される。これらデータを、文字コード変換ののち、公営住宅管理システムに取り込むことができること。

(6) マスタメンテナンス等

各種マスタのデータソース(郵便番号、市町村コード、町名コード、金融機関コードなどのデータ) については当初に必要とするものをインストールし、随時ユーザーがクライアントの画面より更新が可能であること。

(7) その他

ア セキュリティ対策

セキュリティに十分考慮したシステムとすること。また、職員に負担の無い実行が可能なセキュリティを構築すること。ウイルス対策ソフトについては、サーバ及び全てのクライアントにトレンドマイクロ社製「APEX ONE」及びSKY株式会社製「SKYSEA Client View」をインストールし、使用することとする。また、端末へのログインには、本市で既に導入している生体認証のインストールを実施する。ライセンスの調達及び提供は藤沢市で行うが、インストール作業については、藤沢市が作成する手順書により、実施すること。必要があれば、データを暗号化する等セキュリティ対策を講じること。

なお、セキュリティホールが発見された場合は藤沢市と協議の上、早急に対応すること。

イ データ移行

現行システムからのデータ移行については、下記3種類の移行方法を前提に見積りに含めること。

(ア) データコンバート方式(基本)

原則、データコンバート方式とする。現行システムのデータについては、次期システムの形態に変換し移行する。職員側ではデータパンチやオンライン入力を行わないことを前提とする。

(イ) データパンチ入力方式

紙で保有されている情報や移行できないデータを転記し、パンチした

データをバッチプログラム等で登録する方式。

(ウ) オンライン入力方式

データコンバートで対応できないデータのセットや大量データの移行後の修正等を行う方式。

※データ移行については、仮稼働前に行うこと。仮稼働における初回データ移行後、本番稼働前に再度データ移行する。

※仮稼働期間は1ヶ月以上設けること。また、システムの基本動作検証は、仮稼働期間前に終わらせること。

ウ ハードウェア保守

障害発生時及び障害の疑いがあるときは、原則午前9時から午後5時(土・日・祝祭日を除く)の復旧対応を実施すること。ただし、重大障害については、これに準ずることなく迅速な対応を行うこと。

定期点検については、年1回実施すること。また、定期点検等の保守業務完了後は、点検保守業務完了報告書を提出すること。

毎年年末に予定される法定点検(停電)への対応を行うこと。

保守に要する有償交換部品がある場合は、部品名、交換目安、金額を書面等で明示すること。交換作業費は点検保守業務に含めること。

障害対応状況については、障害の都度、日時・装置名・障害の事象及び原因並びに処置等を明らかにし、書面等にて報告書を提出すること。

保守の拠点は、できる限り藤沢市内もしくは近隣に所在すること。

エ 法令改正・条例改正・制度改正等への対応

国や市の法令及び条例改正など制度改正に係るもので軽易な内容に関して、基本的にはリビジョンアップ対応とすること(元号改正等も対応)。

軽易以外の法改正については、追加パッケージ等による対応が可能であること。

機能・性能向上に伴う基本パッケージシステム開発が行われたとき若しくは潜在機能を有している場合は、本仕様書に掲載されていない事項についても、必要な情報を提供し、作業の支援を行うこと。

保守契約の範囲には、通常メンテナンスはもとより、当該システムソフトのバージョンアップ版への更新や軽易な制度改正等に伴うシステム修正についても含まれていること。

オ 本稼働後のサポート体制

ハードウェア・ソフトウェア及び操作方法やデータ上のトラブル等を含め全体的にサポートする体制を整えること。また、各種問い合わせ、障害発生時や改善依頼の対応についても、サポート窓口を一本化し、迅速かつ適切なサポートを行うこと。これらの体制やサポート内容を含め、運用・保守の内容・体制・受付時間等を記載した運用保守計画書を作成し、本市の承認を得ること。

導入したシステムの安定した運用を維持するため、本契約に関わる関係者と藤沢市との間の定期的連絡・調整・協議を必要に応じ開催すること。開催場所は藤沢市役所内とする。

カ 障害対応

障害発生時及び障害のある疑いがあるときで、電話対応で解決できない場合は、復旧対応を実施すること。また、障害時は業務への影響が最小限となるようにハードウェア、ソフトウェア両面から障害箇所の特定制を行うこととして影響範囲の調査、即時対応及び根本的対策等を実施すること。

アプリケーションをはじめとする各種ソフトウェアやデータの復旧作業を行うこと。

また、障害事後対応としては、収集した障害情報を基に原因を分析し、同様の障害が発生しないよう是正処置及び予防措置を講じること。また、原因や再発防止策を取りまとめ、藤沢市に書面等で報告すること。

キ マニュアルの整備

公営住宅管理システムを操作する職員の効率的な処理に資するよう、システム管理者向けマニュアル及び業務担当者向けマニュアルを整備すること。システム管理者向けマニュアルは印刷物1部、業務担当者向けマニュアルは印刷物4部を納品すること。また、これらマニュアルの電子ファイルも併せて納品すること。

ク 説明会の実施

システムの管理者に対し、システムの構成及びシステム操作、運用管理等に関する説明会をシステム導入時に行うこと。

システムの利用者に対しては、システムの操作に関する説明会をシステム導入時にそれぞれ行うこと。

4. 構築・導入業務の要件

(1) 構築時のプロジェクト管理

各種プロジェクト管理手法に基づき、管理体系に準拠したプロジェクト管理を実施すること。

ア 統括者の配置

構築・導入業務の統括者を配置し、全体の管理を行なうこと。

イ プロジェクト実施計画書の作成

プロジェクト開始前に、体制、スケジュール、進捗管理方法、コミュニケーション方法、セキュリティ管理方法、品質管理方法、課題管理方法等を記したプロジェクト実施計画書を作成し、本市の承認を得ること。

ウ 進捗管理

ガントチャート等による進捗状況管理を行なうこと。

エ リスク管理

想定されるリスクについて分析し、影響が大きいものは緊急時対応計画(コンティンジェンシープラン)を作成し、リスク対応を検討すること。

オ 課題管理

課題管理表を作成し、一元管理すること。

カ 品質管理

プログラムや設定誤りを防止するため、品質管理計画を作成し、必要に応じて定期的な報告、品質管理部門におけるレビューを実施すること。

キ 構成・変更管理

各種ドキュメントの修正、変更、追加、削除等については、ドキュメント管理ツール等を用いて履歴を記録し、版管理を行うこと。

(2) 設計業務

基本設計書、詳細設計書、パラメータ設定表、ハードウェア構成図、ネットワーク構成図等を作成し、本市の承認を得ること。

ア 基本設計

機能設計、画面・帳票設計、外部インターフェース設計、情報セキュリティ設計、ハードウェア設計、ソフトウェア設計、ネットワーク設計を行うこと。

イ 詳細設計

基本設計に基づき詳細設計を行うこと。

(3) 開発及びカスタマイズ

基本設計書、詳細設計書等に基づき、帳票等の追加変更、システムの機能追加、データ項目追加、パラメータの設定変更等を行うこと。

(4) テスト実施

ア テスト計画書作成

テスト実施前にテスト内容、実施時期、実施方法、合格基準等を記したテスト計画書を書面等で作成し、本市の承認を得ること。

イ テスト結果報告書作成

テスト結果はテスト結果報告書にまとめたうえで提出し、本市の承認を得ること。

(5) 移行業務

ア 移行計画書作成

移行スケジュール、移行に必要なデータ、移行判定基準等を記載した移行計画書を作成し、本市の承認を得ること。

イ 移行判定

受注者は移行結果について移行報告書を作成し、本市の承認を得ること。本市は移行報告書に基づき、移行判定を行う。

ウ 切り替え

移行判定で移行の承認が得られた場合、受注者は現行システムから次期システムへ切り替えを行うこと。

(6) 構築進捗報告会の実施

構築・導入業務が終了するまで毎月一回定例会議を実施し、構築・導入業務の進捗や、発生した課題についてして報告すること。会議実施5営業日以内に議事の要旨を記した議事録を提出すること。

(7) 成果品と検収

次期システム一式、次期システムに伴い必要となったデータ一式、及びマニュアル・基本設計書・パラメータ設定表・ハードウェア構成図・ネットワーク構成図・運用保守計画書等のドキュメント類一式を成果品とする。

成果品については本市が検査を行う。検査を行った結果、不備があった場合には、受注者は本市の指示に従い適正な処理を施し、再度検査を受けること。

5. その他留意事項

(1) 秘密の保持

個人情報のもとより、業務内容及びデータ等、並びにその他この業務により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。詳細は、「別紙3：データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」に準ずること。

(2) 次々期システムへのデータ移行

受注者は、運用・保守契約又はサービス利用契約の終了時まで、本市の指示のもと、次々期システムへの移行に必要なすべてのデータを汎用的なファイルフォーマットで2回(テスト用、本番用)以上提供すること。データ提供の際には、あわせてデータ項目内容の詳細を記した最新のデータ定義表を提出すること。なお、このデータ及びデータ定義表提出に伴う費用は、本契約の対象外とする。

(3) 環境対策

藤沢市地球温暖化対策実行計画の趣旨を理解し、第5章の各取組事項を実施するよう努めること。

(4) 著作権

ア 本調達の作業により作成する成果物に関し、受注者が本調達による情報システム開発の以前から権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ提案書等にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、著作権法(昭和45年5月6日法律第48号)第21条、第23条、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権を本市に譲渡し、本市は独占的に使用す

るものとする。

- イ なお、受注者は本市に対し、一切の著作権者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。また、受注者が本調達の納入成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる場合、本市と別途協議するものとする。
- ウ パッケージソフトウェアを利用してシステムの設計・開発を行った場合における本市独自に開発した箇所についての知的財産権は、著作権者人格権を除き、本市に移転するものとする。また、この場合において、本市は、当該パッケージソフトウェアについて、開示、利用及び改変することができるものとする(第三者への使用許諾権及び販売権は含まない。)
- エ 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている時は、本市が特に使用を指示した場合を除き、受注者は当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。なお、この時、受注者は当該著作権者の使用許諾条件につき、本市の了承を得るものとする。
- オ 本調達の作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰す場合を除き、受注者は自らの負担と責任において一切を処理するものとする。なお、本市は紛争等の事実を知った時は、速やかに受注者に通知するものとする。

(5) 契約不適合責任

- ア 成果品の検収完了後、仕様書との不一致(バグも含む。以下「契約不適合」という。)が発見された場合、本市は受注者に対して当該契約不適合の修正等の履行の追完(以下「追完」という。)を請求することができ、受注者は、当該追完を行うこととする。但し、本市に不相当な負担を課するものでないときは、受注者は本市が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。
- イ 上記アにかかわらず、当該契約不適合によっても本契約の目的を達することができる場合であって、追完に過分の費用を要する場合、受注者は前項所定の追完義務を負わないものとする。
- ウ 本市は、当該契約不適合(受注者の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。)により損害を被った場合、受注者に対して損害賠償を請求することができる。
- エ 当該契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、当該契約不適合により本契約の目的を達することができないときは、甲は本契約の全部又は一部を解除することができる。
- オ 受注者が本項に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、検収完了後1年以内に本市から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。但し、検収完了時において受注者が当該契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は当該契約不適合が受注者の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。

カ ア、ウ及びエの規定は、契約不適合が本市の提供した資料等又は本市の与えた指示によって生じたときは適用しない。但し、受注者がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

以 上